

フィンランドとイスラエル、特許審査ハイウェイ試行開始

2012年10月11日
JETRO デュッセルドルフ事務所

フィンランド特許庁（NBPR）は、10月10日、イスラエル特許庁（ILPO）との間で特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）の試行を10月15日より開始する旨、プレスリリースを行った。

試行期間は、2013年10月14日までの1年間とされているが、PPHの適切な評価のために必要である場合には、1年間延長される可能性がある。試行期間終了後に、両庁は本格実施へ向けた検討を行うこととされている。

試行の対象には、PCT-PPHも含まれているため、NBPRまたはILPOが国際調査機関（ISA）または国際予備審査機関（IPEA）として特許性を有するとの見解を示したPCT出願について、これらの見解に基づいて互いの庁に対してPPHを申請することが可能である。

NBPR にとっての PPH 合意は、日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、韓国知的財産庁（KIPO）、ハンガリー特許庁（HPO）、オーストリア特許庁（APO）、カナダ知的財産庁（CIPO）、ロシア特許商標庁（ROSPATENT）およびスペイン特許商標庁（SPTO）に続いて9つ目。

— NBPR によるプレスリリースは、以下参照 —

[Patents pending in Finland fast-tracked in Israel](#)

— NBPR による手続の説明は、以下参照 —

[Accelerated PPH processing at the National Board of Patents and Registration of Finland \(NBPR\)](#)

(以上)